

職場における喫煙対策ガイドラインに対応した

喫煙対策編



厚生労働省／中央労働災害防止協会・中央快適職場推進センター

職場における喫煙対策について、厚生労働省では平成8年に「職場における喫煙対策のためのガイドライン」を策定し、推進してきましたが、平成15年5月1日から施行された健康増進法において、事務所その他多数の者が利用する施設を管理する者に対し、受動喫煙防止対策を講じることが努力義務化されたこと等を受け、労働者の健康確保と快適な職場環境の形成を図る観点から、屋外排気型の喫煙室の設置等、一層の受動喫煙防止対策の充実を図るため、平成15年5月、旧ガイドラインを見直し、「職場における喫煙対策のためのガイドライン」を新たに策定しました。受動喫煙による健康への悪影響については、流涙、

鼻閉、頭痛の諸症状や呼吸抑制、心拍増加、血管収縮等の生理学的反応等に関する知見等が得られており、また慢性影響として、肺がんや循環器疾患等のリスクの上昇を示す疫学的研究もあります。さらに、喫煙が脳・心臓疾患発生のリスクを高めるという知見もあること等から、より適切な受動喫煙防止対策が必要とされております。

なお、喫煙室の設置等喫煙場所の確保が困難な場合、喫煙室が設けられている場合であっても、喫煙室が屋外排気型になっていない等、十分な対応を行うことが困難な場合には、受動喫煙を確実に防止する観点から全面禁煙による対策を推奨しています。

ガイドラインのポイントについて、
事例でご紹介します

第1ポイント

喫煙室の設置

喫煙室



ガイドラインでは喫煙室の設置を推奨しています。喫煙室は、出入口以外には非喫煙場所に対する開口面がほとんどない喫煙のための部屋です。開口面は、大きすぎても小さすぎても、必要な風速や排気風量が得られません。

なお、喫煙室の設置が困難な場合には、天井から吊り下げた板等による壁、ついたて等により非喫煙場所に対する開口面を可能な限り小さくした喫煙コーナーを設置します。

- 部屋の一角をパーティションで仕切り、奥に換気扇を設けた喫煙室の例。出入口にのれんをたらし、開口面を小さくし、必要な風速等を確保。開放感を出すため、周囲には透明なアクリル板を使用。